



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 県議会定例会の招集（財政課） 1
- 民有保安林の指定の解除（森林管理課） 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課） 2
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定・3件（北部土木事務所） 2
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定・2件（中部土木事務所） 2
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定の変更（中部土木事務所） 3
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定の廃止（中部土木事務所） 3
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定・3件（南部土木事務所） 4
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定の廃止（南部土木事務所） 5
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定・3件（宮古土木事務所） 5
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（八重山土木事務所） 6

公 告

- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） 6

教育委員会事項

- 沖縄県指定有形文化財の指定解除 7

正 誤

- 平成29年 8 月 29 日付け公報定期第4572号中訂正 7

告 示

沖縄県告示第454号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成29年第5回沖縄県議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年 9 月 8 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 招集の期日 平成29年 9 月 20 日
- 2 招集の場所 沖縄県議会議事堂

沖縄県告示第455号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成29年 9 月 8 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除に係る保安林の所在場所 名護市字饒平名掟原255番 1
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

沖縄県告示第456号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、渡名喜加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成29年9月8日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第457号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

平成29年9月8日

沖縄県北部土木事務所長 真 栄 里 嘉 孝

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
 - 2 指定の年月日 平成28年12月19日
 - 3 指定に係る道路の位置 名護市大北三丁目4624番10
 - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 44.50メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル
-

沖縄県告示第458号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

平成29年9月8日

沖縄県北部土木事務所長 真 栄 里 嘉 孝

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
 - 2 指定の年月日 平成29年6月2日
 - 3 指定に係る道路の位置 名護市字名護稲福地原（仮換地）111街区1-11画地（従前）3591番15
 - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 71.95メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル
-

沖縄県告示第459号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

平成29年9月8日

沖縄県北部土木事務所長 真 栄 里 嘉 孝

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
 - 2 指定の年月日 平成29年6月28日
 - 3 指定に係る道路の位置 名護市字為又為又原1220番138及び1220番190
 - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 47.80メートル
 - (2) 幅員 6.05メートル
-

沖縄県告示第460号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

平成29年9月8日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
 - 2 指定の年月日 平成29年1月30日
 - 3 指定に係る道路の位置 読谷村字喜名松川原366番12、369番4及び371番5
 - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 78.22メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル
-

沖縄県告示第461号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

平成29年9月8日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
 - 2 指定の年月日 平成29年3月10日
 - 3 指定に係る道路の位置 読谷村字長浜後原1803番8及び1803番14
 - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 20.17メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル～6.00メートル
-

沖縄県告示第462号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

平成29年9月8日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 変更に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
 - 2 変更の年月日 平成28年12月5日
 - 3 変更前
 - (1) 道路の位置 読谷村字瀬名波鏡地原919番2及び919番1から920番15地先の里道
 - (2) 道路の延長及び幅員
 - ア 延長 24.41メートル
 - イ 幅員 4.00メートル
 - 4 変更後
 - (1) 道路の位置 読谷村字瀬名波鏡地原918番、919番1、919番2及び918番から929番15地先の里道
 - (2) 道路の延長及び幅員
 - ア 延長 29.97メートル及び39.94メートル
 - イ 幅員 4.00メートル及び6.00メートル～6.40メートル
-

沖縄県告示第463号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路の指定を次のとおり廃止した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

平成29年9月8日

沖繩県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 廃止に係る道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による道路
- 2 廃止の年月日 平成29年1月17日
- 3 廃止に係る道路の位置 北谷町字吉原638番
- 4 廃止に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 23.23メートル
 - (2) 幅員 1.80メートル

沖繩県告示第464号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖繩県南部土木事務所において閲覧に供する。

平成29年9月8日

沖繩県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成29年5月30日
- 3 指定に係る道路の位置 豊見城市字宜保411番1及び414番1
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 33.14メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル～6.24メートル

沖繩県告示第465号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖繩県南部土木事務所において閲覧に供する。

平成29年9月8日

沖繩県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成29年6月6日
- 3 指定に係る道路の位置 南城市大里字高平高宮城原9番1
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 34.50メートル
 - (2) 幅員 5.00メートル

沖繩県告示第466号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖繩県南部土木事務所において閲覧に供する。

平成29年9月8日

沖繩県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成29年6月8日
- 3 指定に係る道路の位置 豊見城市字高安後原761番13
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 27.18メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル

沖縄県告示第467号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路の指定を次のとおり廃止した。
なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

平成29年9月8日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生雄

- 1 廃止に係る道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による道路
- 2 廃止の年月日 平成29年3月31日
- 3 廃止に係る道路の位置 豊見城市字高安490番、491番及び491番2
- 4 廃止に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 39.80メートル
 - (2) 幅員 2.00メートル

沖縄県告示第468号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

平成29年9月8日

沖縄県宮古土木事務所長 平 良 雅 彦

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成28年11月9日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字久貝ムイ原841番4
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 54.00メートル
 - (2) 幅員 6.05メートル

沖縄県告示第469号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

平成29年9月8日

沖縄県宮古土木事務所長 平 良 雅 彦

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成29年4月11日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字下里2120番4
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 29.65メートル
 - (2) 幅員 6.10メートル

沖縄県告示第470号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

平成29年9月8日

沖縄県宮古土木事務所長 平 良 雅 彦

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成29年6月21日

- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字西里田原870番5及び871番6
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 74.52メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル

沖縄県告示第471号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県八重山土木事務所において閲覧に供する。

平成29年9月8日

沖縄県八重山土木事務所長 東 浜 安 邦

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成29年6月20日
- 3 指定に係る道路の位置 石垣市字真栄里宮島324番17
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 6.38メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年9月8日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年12月11日 沖縄県指令土第1290号、平成27年8月20日 沖縄県指令土第720号（変更）、平成29年7月10日 沖縄県指令土第519号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 石垣市字桴海大田273番18ほか17筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 東京都千代田区外神田二丁目18番8号 株式会社共立メンテナンス 代表取締役 上田卓味
- 5 検査済証番号 平成29年8月23日 第4407号
- 6 工事完了年月日 平成29年8月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年9月8日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年8月30日 沖縄県指令土第684号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根西原136番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市西崎二丁目17番11号ナカジキラン203号 長嶺良、糸満市西崎二丁目17番11号ナカジキラン203号 長嶺智子
- 5 検査済証番号 平成29年8月29日 第4408号

6 工事完了年月日 平成29年8月10日

教育委員会事項

沖縄県教育委員会告示第4号

沖縄県文化財保護条例（昭和47年沖縄県条例第25号）第5条第3項の規定により、沖縄県指定有形文化財の指定が次のとおり解除された。

平成29年9月8日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

- 1 名称及び員数 旧大宜味村役場庁舎 1棟
- 2 所在地及び所有者

市町村	大字	小字	地番	地目	地積	建物	所有者
大宜味村	大兼久	大兼久	157番2	宅地	385.38㎡	182.6㎡	大宜味村 大宜味村字大兼久157番地

- 3 解除理由 平成29年2月23日付けで、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたことによる。

正 誤

平成29年8月29日付け公報定期第4572号掲載の「県道の供用の開始（沖縄県告示第443号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
2	下から15	沖縄県八重山土木事務所	沖縄県中部土木事務所
2	下から15	平成29年8月29日から同年9月11日まで	平成29年9月8日から同月22日まで
2	下から9	平成29年8月29日	平成29年9月8日

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--